

令和7年度成長分野への参入可能性調査業務委託 業務仕様書

1 目的

本県の産業は、製造業の割合が全国平均と比べて高く、特に輸送用機械器具や電子部品・デバイス・電子回路の業種に強みがある。しかし、カーボンニュートラル化やEV化の進展等に伴って、今後、既存の産業構造からの転換が予想されることから、県内企業に対して、新たに成長が見込まれる産業への参入を促していく必要がある。

そこで、本事業では、今後成長が見込まれる自動車産業のCASE関連分野、宇宙関連分野、ペロブスカイト太陽電池等のエネルギー分野について、各事業領域やサプライチェーン構造や参入事例・支援事例等を把握するとともに、県内企業の参入可能性等について調査・検討を行うことを目的とする。

2 業務内容

令和7年度成長分野への参入可能性調査業務委託

3 履行期間

契約日から令和7年12月19日（金）まで

4 業務概要

（1）業務内容

今後成長が見込まれる自動車産業のCASE関連分野、宇宙関連分野、ペロブスカイト太陽電池等のエネルギー分野において、県内企業等の参入可能性を調査するため、以下の業務を行う。なお、業務の実施にあたっては、県と十分に協議・調整し、調査に係る資料や議事録の作成は受託者が行うこと。

① 自動車産業のCASE関連分野

ア 自動車産業におけるCASE関連分野の事業領域や参入事例等の調査

自動車産業において今後成長が見込まれる Connected（コネクティッド）、Autonomous/Automated（自動化）、Shared（シェアリング）、Electric（電動化）といったCASE関連分野の各事業領域を調査・整理すること。また、各事業領域において、国内での参入事例や自治体等による支援事例についても調査すること。

イ 三重県内中小企業等の参入可能性調査

アの調査結果や三重県内の産業構造の特徴等を踏まえ、自動車産業のCASE関連分野への新規参入の可能性がある県内中小企業等を3社程度調査すること。なお、必要に応じてヒアリング等（Web可）を実施すること。

② 宇宙関連分野

ア 宇宙関連産業の事業領域やサプライチェーン等の調査

宇宙関連産業の事業領域を広く調査するとともに、各事業領域における主要企業やサプライチェーン等を整理すること。なお、本調査における事業領域は、ロケットや衛星開発等の製造分野だけでなく、今後、成長が期待できる宇宙関連ビジネス（例、衛星データの活用、宇宙食、射場など）も含め、幅広く網羅すること。

イ 国内における宇宙関連産業への参入事例の調査

アで整理した宇宙関連分野の事業領域等を踏まえ、国内における宇宙関連産業への参入事例や自治体等による支援事例を調査すること。また、調査した事例の一部については、現地ヒアリング等（Web 可）を実施し、詳細な情報を収集・整理すること。

ウ 三重県内企業の参入可能性調査

ア及びイの調査結果及び本県の産業構造等を踏まえ、宇宙関連産業への参入に向けた諸条件等を整理し、今後の参入可能性も含めた展開シナリオ等を検討すること。

③ ペロブスカイト太陽電池等のエネルギー分野

ア ペロブスカイト太陽電池に関する事業領域やサプライチェーンの調査

ペロブスカイト太陽電池に関する事業領域（例、製造、施工など）や各事業領域のサプライチェーンを調査するとともに、サプライチェーンを構成する主たる企業を整理すること。

イ 国内におけるペロブスカイト太陽電池の導入事例調査

国内におけるペロブスカイト太陽電池の導入・実証等の事例を調査すること。なお、調査においては、ペロブスカイト太陽電池の特徴を整理したうえで、それぞれの特徴を生かした設置事例や国や自治体等との連携事例などを含めて幅広く調査すること。

（２）委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務報告書は、（１）業務内容①から③に分けて作成し、それぞれ電子データ（Word、PDF 等）及び紙（A 4 カラー）各 20 部を提出するものとする。なお、委託業務報告書は、図、表、写真等を用いて整理・編さんすること。

イ 提出期限

提出期限は、履行期限である令和 7 年 12 月 19 日（金）までとする。

５ 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

６ 委託費

委託料の支払は、履行確認終了後、受託者からの請求に基づき行うものとする。

７ 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協

議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 県は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡しが完了したときに県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

9 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課ものづくり推進班

Tel : 059-224-2749 FAX : 059-224-2078 E-mail : shinsang@pref.mie.lg.jp

担当 : 服部、新島、源寄、芦田